

令和3年8月6日

会員各位

一般社団法人愛知県自動車整備振興会

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車及び  
レンタカーの定期点検について（適用期間の再延長）【新型コロナウイルス関連】

前略 新型コロナウイルス感染症の影響により、稼働しないこととなった事業用自動車及び  
レンタカーの定期点検については、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方  
運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期  
間を満了した際には、法定点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知  
し、その取扱いを令和3年9月30日まで延長されているところですが、今般、国土交通省  
より、依然としてこれらの自動車の利用者減少が改善されることがないことから、別紙のと  
おり本取扱いを令和3年12月31日までとする旨、国土交通省から日整連へ事務連絡があ  
りましたのでお知らせいたします。

草々

事務連絡  
令和3年8月5日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会  
事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課  
整備班長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
事業用自動車及びレンタカーの定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車及びレンタカーの定期点検については、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、法定点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、その取扱いを令和3年9月30日まで延長しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてこれらの自動車の利用者減少が改善される状況にないことから、別添により、本取扱いを令和3年12月31日までとしましたので、連絡いたします。

別添

国自安第61号の2  
国自旅第155号の2  
国自整第111号の2  
令和3年8月5日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
旅客課長  
整備課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
事業用自動車の定期点検について(適用期間の再延長)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和3年5月14日付け国自安第10号、国自旅第40号、国自整第31号により、その取扱いを令和3年9月30日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車については、本取扱いを令和3年12月31日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和3年9月30日までとして申請(令和3年6月30日から延長しているものを含む)している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和3年12月31日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号付けの通達の1.(2)の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるも

のとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

国自旅第130号  
国自整第104号  
令和3年7月26日

各地方運輸局

自動車交通部長 殿

自動車技術安全部長 殿

自動車局旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検については、令和2年5月8日付け国自旅第43号、国自整第26号により、非稼働期間等の必要事項を記載したリストを提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、非稼働期間を満了した際には、定期点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和3年5月14日付け国自旅第44号、国自整第37号により、その取扱いを令和3年9月30日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両については、本取扱いを令和3年12月31日までとしたので了知されたい。

また、非稼働期間を令和3年9月30日までとして申請（令和2年9月30日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている非稼働期間を令和3年12月31日までと読み替えるものとする。

【リスト提出先】 電子メール又はFAXいずれか一方のみの方法で提出してください。

- 電子メールの場合 メールアドレス：hqt-rentacar@gxb.mlit.go.jp（前回より変更なし）
- FAXの場合 FAX番号：管轄する地方運輸支局輸送部門

なお、本通達は、一般社団法人全国レンタカー協会宛に通知していることを申し添える。